

# 平成29年度事業計画

平成29年3月8日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会



## 1 はじめに

当協会は、平成元年4月に社団法人として発足し、平成23年6月からは、公益法人制度改革による公益社団法人として神奈川県認定を受け、新たな体制でスタートした。

この間、多くの方々の温かいご理解、ご指導、ご協力をいただき、産業廃棄物の適正処理の推進を柱とする諸事業を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、資源循環を推進し、県民福祉の向上に寄与することを目的に、その使命を果たしている。

## 2 産業廃棄物業界を取り巻く社会経済環境

### (1) 社会経済状況

平成28年度の我が国経済は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いたが、個人消費や民間設備投資に関しては、所得、収益の伸びに比べ力強さを欠いていた。

平成29年度も、雇用・所得環境が引き続き改善し、民需を中心とした景気回復が見込まれている。しかし、米国や欧州の政治的な不安などによる金融市場の変動と、それに伴う企業の設備投資のマインドの悪化など先行きの不透明さもあり、これらの動向にも注意が必要となる。

神奈川県内の景気は、平成28年度は回復の動きが鈍かったが、平成29年度は米国景気回復や円安の効果で輸出や生産が増勢を取り戻すにつれて、次第に持ち直しの動きが強まってくると見込まれる。

### (2) 行政の動向

国においては、5年ごとの法施行状況の検討を踏まえた廃棄物処理法の改正を今国会に提出する予定であり、適正処理の推進、健全な資源循環の推進に向けた更なる取組みが進められるほか、廃棄物処理分野における地球温暖化対策についても取組みが強化される。

また、神奈川県では、災害廃棄物等処理計画及び循環型社会づくり計画の改定等が進められており、当協会との調整も検討されている。

### (3) 業界の動向

産業廃棄物処理業においては、全国的には産業廃棄物排出量の漸減傾向が続いている中、需要の停滞、価格競争の激化や人手不足などの懸念材料もあるが、全産連の「産業廃棄物処理業景況動向調査」（2016年7-9月期）によれば、業況判断は2015年1-3月期以来、6期ぶりに改善した。

そうした状況において、全産連では、人材育成事業の推進による資格制度の創設、労働災害防止の年度計画における会員支援、低炭素社会実行計画の改定、業の振興を目的としたタスクフォースによる検討の具体化等に取り組むとしている。

## 3 協会の取組み

こうした中、当協会は、今年度から名称を変更する。その目指すところと、業界を取り巻く社会経済環境を踏まえ、引き続き適正処理の推進を図るほか再生資源の創り手として循環型社会づくりにおける重要な地位を担うため、コンプライアンスの徹底、労働災害の防止、災害廃棄物処理の対応など業界全体が県民の信頼を得られるよう効果的な事業を推進し、公益社団法人とし

ての責任を果たしていく。

そのためには、関係団体との更なる連携が必要であり、これまで以上に、行政や排出事業者とともに活動できる枠組みも検討してゆく。

併せて、会員の満足度を一層高められるよう、会員のニーズに応えられる事業を推進する。

## 公益目的事業

### 1 産業廃棄物の適正処理のための法的事項、安全衛生等の普及啓発及び情報提供等による普及啓発

#### (1) 法定事項の遵守、コンプライアンス等の向上及び不法投棄・不適正処理の防止の普及啓発並びに調査研究に基づく普及啓発

##### ア 法定事項の遵守、コンプライアンスの向上の普及啓発

産業廃棄物の処理に係る法定事項である委託契約書、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、帳簿及び処理業の許可、特別管理産業廃棄物管理責任者の責務の遵守を徹底し、適正処理のコンプライアンスを向上・徹底するため、産業廃棄物処理制度や使用方法等を普及啓発し、処理業者、排出事業者及び行政職員が協議・交流連携して適正処理を普及啓発するとともに、その一環として委託契約書、マニフェスト等を頒布するとともに、電子マニフェストへの加入促進・普及啓発等に取り組む。

- ・マニフェスト等の普及啓発事業
- ・産業廃棄物処理業者基本台帳の整備・許可期限の通知事業
- ・許可講習会等の実施協力事業
- ・排出事業者・行政との懇談会等の事業

##### イ 不法投棄・不適正処理の防止の普及啓発

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理を防ぐため、神奈川県、市町村等が行う廃棄物不法投棄防止・撲滅キャンペーン事業に参加し、不法投棄・不適正処理の防止を普及啓発するとともに、会員の優良事業所や優良従業員を顕彰する。

- ・不法投棄防止キャンペーン
- ・適正処理顕彰事業

##### ウ 調査研究に基づく普及啓発

産業廃棄物の種類や処理形態に応じて適正処理の課題を調査研究し、その成果を手引書、マニュアル等として発行・公表して普及啓発するとともに、そのうち制度改善等が望まれるものは、関係行政機関等に改善を提言し、その内容を機関誌「さーきゅれーしょん」に掲載して公表する。

- ・適正処理調査研究・普及啓発事業

#### (2) 資料・情報の収集・提供、広報による普及啓発

産業廃棄物の処理及び資源循環に関する情報を収集・提供し、産業廃棄物の適正処理を普及啓発する。

##### ア 法令・行政情報等の収集・提供

法令改正・諸通知等の行政情報、会員情報等を収集し、情報提供等の基礎資料とするとともに、関連する情報提供の充実を図る。

- ・情報収集・提供事業

##### イ ホームページによる情報提供

協会のホームページを運営し、県民、排出事業者、処理業者向けに産業廃棄物の適正処理及び資源循環の推進のために分かりやすい情報提供を行うとともに、会員への情報提供の充実と迅速化を図る。

- ・ホームページ運営・メールマガジンの配信事業

##### ウ 機関誌による情報提供・広報

機関誌「さーきゅれーしょん」を発行、配布等するとともに、内容の充

実を図り、処理業者、排出事業者、行政及び県民に適正処理と資源循環に関する協会事業や行政情報、関連情報等を広報する。

- ・機関誌「さーきゅれーしょん」発行事業

#### エ 法令集等の購入あっせん

法令改正や技術基準の改正等に際して、関係する法令集、技術資料集等の購入をあっせんする。

- ・法令集等購入あっせん事業

### (3) 安全衛生の向上・徹底の普及啓発

適正処理推進の基盤である労働者の安全・安心と経営の安定化に向けて、昨年度作成した平成 29 年度労働災害防止計画に基づき、安全衛生の向上と徹底を図るとともに普及啓発を進める。

#### ア 安全衛生パトロールや安全診断等による普及啓発

職場の安全衛生パトロールについては、専門家の同行等により取組みの充実を図るとともに、専門家による安全診断の実施や全国安全週間等の周知啓発など労災防止の取組を強化する。また、職場の状況・実態に応じた安全衛生方策の確立を支援し、処理現場の改善を着実に進める。

- ・安全衛生パトロール事業、安全診断事業
- ・全国安全週間の周知啓発等

#### イ 安全衛生の情報収集・提供

安全衛生に関する情報の収集・提供を充実させることにより、安全衛生意識を一層高めるとともに、管理体制の整備、セミナー実施等により技術や設備の改善を図り、職場における各種対策の徹底を図る。

- ・安全衛生大会、セミナー等による情報提供や啓発
- ・安全衛生の情報収集・提供、労働局との情報交換会、広報事業

#### ウ 安全衛生事例による普及啓発

会員企業の労働災害やヒヤリ・ハット事例の調査結果を取りまとめ、労災防止の参考となる好事例もあわせて機関誌「さーきゅれーしょん」等に掲載する。また、労働災害防止マニュアル等を活用し、処理現場における見直しや改善を促す。

- ・安全衛生事例調査研究・普及啓発事業

#### エ 安全衛生優良事業所等の顕彰による普及啓発

社員総会において安全衛生優良事業所とその担当役員・従業員の顕彰を行い、安全衛生の普及啓発に資する。

- ・安全衛生表彰事業

### (4) 連合会等との連携による適正処理の普及啓発

都道府県域を超えて処理される産業廃棄物の適正処理を推進するため、全国の処理業者や関係団体と連携・協力して適正処理を普及啓発する。

#### ア 連合会等との連携による適正処理の推進

公益社団法人全国産業廃棄物連合会の役員・委員として管理運営や諸事業に参画して、国等からの指導・助言を受け、情報を収集し、共通課題を協議・調査研究し、課題解決を進めて、適正処理を普及啓発する。

- ・連合会連携普及啓発事業

#### イ 全国大会での適正処理の推進

連合会等が主催し環境省が後援する「産業廃棄物と環境を考える全国大

会」に参加して、全国の協会員等と共同して適正処理を推進する。

- ・全国大会参加普及啓発事業

#### ウ 関係団体との連携による適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者等の関係団体や近隣都県の協会との情報交換、事業への参加等により、連携して適正処理を普及啓発する。

- ・関係団体連携普及啓発事業

#### (5) 体験学習等による普及啓発

県民、生徒、大学生等に産業廃棄物の適正処理や処理業界への理解と認識を深めてもらうため、会員事業所等において産業廃棄物の排出から処理までの過程の見学・体験等を通じ、産業廃棄物処理の重要性や処理業界・協会の取組を広く社会に知ってもらう。

- ・見学・体験学習・出前講座等の実施
- ・各種広報媒体への情報提供

### 2 産業廃棄物の適正処理に関する研修会、講習会等の開催及び後継者等の人材育成

#### (1) 研修会、講習会等の開催

産業廃棄物処理業者及び排出事業者の適正処理、資源循環等の意識と資質の向上のため及び産業廃棄物処理業界の労働安全衛生水準の向上のため、法令、知識、技術及び技能に関する研修会、講習会、セミナー及び視察見学会を開催する。

- ・講習会等開催事業
- ・地区セミナー・視察見学会開催事業
- ・現場担当者向け労災防止セミナー・安全運転教習事業

#### (2) 後継者、若手経営者等の養成

産業廃棄物処理業経営者の後継者を養成するため、処理業の知識や経営、教養などに関する研修会を行うとともに、青年部会の自主企画による産業廃棄物の適正処理のための活動を行う。

- ・後継者・若手経営者等研修会事業
- ・青年部会実施公益目的事業

### 3 産業廃棄物に関する相談対応、指導・助言及び処理業者の紹介

処理業者、排出事業者、県民等からの産業廃棄物処理に関する相談や苦情申し出に対応して適切な処理を指導・助言し、廃棄物の処理を必要とするときは専門の処理業者等を紹介する。

- ・産業廃棄物処理相談、指導・助言事業

### 4 災害廃棄物の処理の支援等

地震等の大規模災害発生時の災害廃棄物の処理支援を希望する市町村と災害廃棄物処理支援協定の締結を推進するとともに、協定による災害廃棄物処理を想定して本部連絡体制の確認と地区連絡網等の整備・確認を行う。

また、地震等の大規模災害が発生したときは、神奈川県及び市町村との災害廃棄物処理支援協定等に基づき、会員による災害廃棄物の処理を行う。

- ・処理協定締結事業
- ・処理支援体制整備・確認等事業
- ・災害廃棄物撤去事業

## 共益事業

### 1 会員及会員の従業員の元気回復、懇親等の福利厚生に関する事業

会員及びその従業員の精神的安定、元気回復等のため、ゴルフ・コンペ、観劇会、懇親会その他の福利厚生事業を行う。

- ・ゴルフ・コンペの開催
- ・観劇会等の開催
- ・会員・会員の従業員等の懇親事業

### 2 会員及び会員の従業員の県外施設見学会等に関する事業

会員による先進・模範的な県外処理施設や取組等の視察見学会を行う。

- ・県外施設視察見学会等の開催

### 3 会員に対する法令集、技術資料・手引書の配布や情報提供に関する事業

会員に法令改正等が行われたとき又は産業廃棄物の適正処理のための資料が発行されたときは、会員にその法令集等を配布するとともに、会員向けの情報提供を行う。

- ・法令集等配布事業

## 管理事業

### 1 総会、理事会等の開催

協会運営の基本となる事項を協議・決定するため、社員総会、理事会、常任理事会、役員推薦（選考）委員会、企画・財政委員会等を開催する。

また、地区委員会及び専門委員会にあつては、相互に情報共有を図りつつ、効果的な取組みを進める。

- ・総会開催
- ・理事会・常任理事会等の開催事業

### 2 組織の強化・拡大、加入促進

未加入業者の加入促進の取組を強化するとともに、協会の組織強化・拡大に取り組む。

- ・会員入退会、名簿作成・修正
- ・会費収入管理
- ・会員加入促進に向けた普及啓発
- ・協会のあり方や財政基盤の確保についての検討

### 3 事務局の運営

その他協会運営に必要となる事務局業務について、効果的・効率的な運営を行う。

- ・調査回答事業（協会の管理に係るものに限る。）
- ・連合会等関係事業



- ・事務局管理運営事業

#### 4 公益法人制度に基づく処理

公益社団法人として法律に基づき適切な法人運営を行う。

- ・定款改正に伴う認可、報告等の手続き
- ・事業実施報告等

総会・理事会の開催予定日

平成 29 年 5 月 17 日	第 4 期第 9 回	定時理事会
平成 29 年 6 月 14 日	第 4 期第 10 回	定時理事会
平成 29 年 6 月 14 日		定時社員総会
平成 29 年 9 月 13 日	第 5 期第 1 回	定時理事会
平成 29 年 12 月 13 日	第 5 期第 2 回	定時理事会
平成 29 年 3 月 8 日	第 5 期第 3 回	定時理事会